

南越清掃組合新ごみ処理施設整備・運営事業

リスク管理方針書（案）

平成 28 年 8 月

南越清掃組合

1. リスク管理方針書の目的

南越清掃組合（以下「組合」という。）は、南越清掃組合新ごみ処理施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に準じて、DBO（Design：設計、Build：施工、Operate：運営）方式により実施する。

この事業を効率的かつ円滑に進めるためには、多種多様なリスクを組合と民間事業者で適正に分担することが必要である。

リスク管理方針書は、本事業の実施に関するリスクを抽出し、「リスクを管理できるものが当該リスクを分担する」という考え方のもとで、事業の実施に際して、発生する可能性のあるリスクの抽出、組合と民間事業者のリスク分担の考え方や対応策を検討することにより、リスクが顕在化した場合でも影響を最小限に留める仕組みを構築すること及びリスク管理を徹底し、事業の安定性・安全性の担保に資することを目的とする。

2. 事業リスクに係るリスク抽出シートの位置付け

「事業リスクに係るリスク抽出シート」に示すリスク内容は、平成 28 年●月に公表した南越清掃組合新ごみ処理施設整備・運営事業実施方針に示している「参考資料②事業に係るリスク分担」のリスクを細分化したものである。

「事業リスクに係るリスク抽出シート」は、当該リスクに対する契約などの当事者、契約等を含む内容、契約書等での適用箇所等を参考として示すものである。

3. リスク対応の考え方

リスク対応としては、大きく「①違約金を請求する」、「②損害賠償を請求する」、「③当該費用を負担する」の考え方がある。

組合及び事業者それぞれにおいて大きな過失があると想定されるものは、「①違約金を請求する」、「②損害賠償を請求する」との考え方となる。

(1) 違約金を請求する事項

- ・事業者の都合による契約未締結（独占禁止法、暴力団排除関連を含む）
 - ・事業者の債務不履行（事業中止となる場合）
 - ・事業者の設計ミス等（事業中止となる場合）
- など

(2) 損害賠償を請求する事項（ペナルティによる減額を含む）

- ・組合の都合による契約未締結、事業内容変更
 - ・組合の債務不履行（事業中止となる場合）
 - ・許認可未取得
 - ・工事遅延
 - ・性能未達成（計画発電量の未達成等を含む）
- など

(3) 当該費用を負担する事項

- ・法令変更、税制変更等
 - ・物価変動
 - ・不可抗力、住民対応、第三者賠償
 - ・工事費、運営費増大
 - ・ごみ量・ごみ質の変動、搬入禁止物の混入
 - ・施設破損
- など

事業リスクに係るリスク抽出シート

(○)は主たるリスク、
△は従たるリスクを示す

項目	No.	リスクの内容			組合	事業者		組合が負担するリスクへの対応等	事業者が負担するリスクへの対応等	事業者が負担するものを担保する方法(組合での対応策)	対象となる契約等	契約などの当事者	契約等を含む内容	
		事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項	想定される事業推進への影響	発生する経費		建設請負	運営							
1. 共通														
契約	1	組合の責による場合	組合の政策方針の転換、財政破綻による支援や債務の不履行等が発生した場合 組合等が策定した計画の策定、変更、か しにより事業に影響があった場合	事業の中止、事業の再構築	既存施設の延命費、事業再構築に係る経 費、事業者の実行済み業務費	○			事業者の実行済み費用(損 害)の負担		入札説明書	組合、 代表企業、 協力企業	■ 組合の責による損害賠償の支払い	
	2		入札書類に誤りや不備により事業契約の 締結が遅延した場合	事業開始の遅延等	既存施設の延命費、事業再構築に係る経 費、事業者の業務費(増加分)	○			事業者の遅延等に伴う費用 (損害)等を負担		入札説明書	組合、 代表企業、 協力企業	■ 組合の責による損害賠償の支払い	
	3	事業者の責による場合	代表企業又は協力企業が、資格審査合格 後、事業提案書提出前に入札参加資格を 喪失した場合				-	-	-			入札説明書	組合、 代表企業、 協力企業	■ 入札参加資格の再審査(当該者は除外) ⇒組合が認めた場合に限り参画可能
	4		代表企業又は協力企業が、資格審査合格 し、事業提案書提出後、落札者選定前に 入札参加資格を喪失した場合				-	-	-			入札説明書	組合、 代表企業、 協力企業	■ 代表企業の場合 ⇒入札参加資格を取り消し ■ 代表企業以外の場合 ⇒入札参加資格の再審査(当該者は除外) ⇒組合が認めた場合に限り参画可能
	5		代表企業又は協力企業が、落札者選定 後、事業契約の締結までに入札参加資格 を喪失した場合				-	-	-			入札説明書	組合、 代表企業、 協力企業	■ 契約締結の可否を組合が判断
	6		事業契約の締結までに(独占禁止法、刑 法、暴力団排除関連)入札参加資格を喪 失した場合	事業開始の遅延等	既存施設の延命費、事業者の再選定及び 再契約に係る経費			○	○	組合に生じた損害の負担	連帯責任による違約金・ 損害賠償の支払いを規定	入札説明書	組合、 代表企業、 協力企業	■ 事業者の法令違反による違約金の支払い ■ 損害賠償の支払い ■ 事業者の連帯責任を規定
	7		落札者決定後、事業者の自らの都合によ り事業契約を締結しない場合	事業開始の遅延等	既存施設の延命費、事業者の再選定及び 再契約に係る経費			○	○	組合に生じた損害の負担	連帯責任による違約金・ 損害賠償の支払いを規定	入札説明書	組合、 代表企業、 協力企業	■ 事業者の協定違反による違約金の支払い ■ 損害賠償の支払い ■ 事業者の連帯責任を規定
	8		事業者の代表企業や協力企業の責に帰す 事由(契約手続きの未実行、契約内容 の未履行等)により契約の締結が遅れた 場合	事業開始の遅延等	既存施設の延命費			○	○	組合に生じた損害の負担	損害賠償の支払いを規定	入札説明書	組合、 代表企業、 協力企業	■ 事業者の責による損害賠償の支払い
	9	組合、事業者の いずれの責にも よらない場合	法制度の変更、地震等の災害発生によ り、本事業の実施が不可能となる場合 議会での未決や未承認となる場合	事業の中止、事業の再構築	既存施設の延命費、事業再構築に係る経 費、事業者の実行済み業務費	○	○	○	自らの損害の負担	自らの損害の負担	双方が負担する旨を規定	入札説明書	組合、 代表企業、 協力企業	■ 契約不成立による各自負担
制度、法改正	10	建設段階のリス ク	法制度・許認可の新設、変更により事業 の実施が不可能となる場合	事業の中止、事業の再構築	既存施設の延命費、事業再構築に係る経 費、事業者の実行済み業務費	○			契約の解除 建設工事請負事業者の業務 変更に係る経費を負担		建設工事請負契約	組合、 建設工事請負事業者	■ 出来形による支払い ■ 損害賠償なし	
	11		法制度・許認可の新設、変更により事業 の変更が必要になった場合	工期延長、運営開始の遅延	既存施設の延命費、業務変更に係る経費	○			建設工事請負事業者の業務 変更に係る経費を負担		建設工事請負契約	組合、 建設工事請負事業者	■ 組合の条件変更による追加費用負担	
	12	運営段階のリス ク	法制度・許認可の新設、変更により事業 の実施が不可能となる場合	事業の中止、事業の再構築	外部へのごみ処理委託費、事業再構築に 係る経費、事業者の実行済み業務費	○			契約の解除 運営事業者の業務変更に係 る経費を負担		運営業務委託契約	組合、 運営事業者	■ (契約解除は不可抗力に準ずる) ■ 実施業務分の支払い ■ 損害賠償なし	
	13		法制度・許認可の新設、変更により事業 の変更が必要になった場合	運営休止、事業内容の変更	外部へのごみ処理委託費、業務変更に係 る経費	○			運営事業者の業務変更に係 る経費を負担		運営業務委託契約	組合、 運営事業者	■ 組合の法令変更による追加費用負担	
税制	14	建設段階のリス ク	税制度の変更等により建設工事請負事業 者における税負担が変動する場合		税負担の増加	○			建設工事請負事業者の業務 変更に係る経費を負担		建設工事請負契約 入札説明書	組合、 建設工事請負事業者	■ 組合の条件変更による追加費用負担 ■ (消費税は法令に従い適切に取り扱う)	
	15	運営段階のリス ク	税制度の変更等により運営事業者におけ る税負担が変動する場合		税負担の増加	○			運営事業者の業務変更に係 る経費を負担		運営業務委託契約 入札説明書	組合、 運営事業者	■ 組合の条件変更による追加費用負担 ■ (消費税は法令に従い適切に取り扱う)	
	16		運営事業者の利益に課される税(法人税 等)の負担が変動する場合		税負担の増加			○	運営事業者が税制変更に係 る追加経費を負担	運営事業者が負担する旨 を規定	運営業務委託契約	組合、 運営事業者	■ 事業者の税制変更による追加費用負担	
物価変動	17	建設段階のリス ク	物価変動により、建設費が変動する場合		物価変動費	○	△		物価変動費を負担	一定の範囲内は負担	見直しルールを規定	建設工事請負契約	組合、 建設工事請負事業者	■ 見直しルールを規定 ※残工事代金額の1,000分の15を超える額
	18	運営段階のリス ク	物価変動により、運営費が変動する場合		物価変動費	○		△	物価変動費を負担	一定の範囲内は負担	見直しルールを規定	運営業務委託契約	組合、 運営事業者	■ 見直しルールを規定 ※固定費及び変動費単価の1,000分の15を 超える額
政治	19	建設段階のリス ク	組合の政策方針の転換、財政破綻等によ り事業の実施が不可能となる場合	事業の中止、事業の再構築	既存施設の延命費、事業再構築に係る経 費、事業者の実行済み業務費	○			契約の解除 建設工事請負事業者の業務 変更に係る経費を負担		建設工事請負契約	組合、 建設工事請負事業者	■ 組合都合による契約解除 ■ 出来形による支払い ■ 損害賠償の支払い	
	20		組合の政策方針の転換等により事業の変 更が必要になった場合	工期延長、運営開始の遅延	既存施設の延命費、業務変更に係る経費	○			建設工事請負事業者の業務 変更に係る経費を負担		建設工事請負契約	組合、 建設工事請負事業者	■ 組合の条件変更による追加費用負担 ■ 組合の条件変更による損害賠償の支払い	
	21	運営段階のリス ク	組合の政策方針の転換、財政破綻等によ り事業の実施が不可能となる場合	事業の中止、事業の再構築	外部へのごみ処理委託費、事業再構築に 係る経費、事業者の実行済み業務費	○			契約の解除 運営事業者の業務変更に係 る経費を負担		運営業務委託契約	組合、 運営事業者	■ 組合都合による契約解除 ■ 実施業務分の支払い ■ 損害賠償の支払い	
	22		組合の政策方針の転換等により事業の変 更が必要になった場合	運営休止、事業内容の変更	外部へのごみ処理委託費、業務変更に係 る経費	○			運営事業者の業務変更に係 る経費を負担		運営業務委託契約	組合、 運営事業者	■ 組合の条件変更による追加費用負担 ■ 組合の条件変更による損害賠償の支払い	

事業リスクに係るリスク抽出シート

(○)は主たるリスク
△は従たるリスクを示す

項目	No.	リスクの内容				組合	事業者		組合が負担するリスクへの対応等	事業者が負担するリスクへの対応等	事業者が負担するものを担保する方法(組合での対応策)	対象となる契約等	契約などの当事者	契約等を含む内容
		事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項		想定される事業推進への影響	発生する経費		建設請負	運営						
不可抗力	23	建設段階のリスク	大規模災害による損害が大きく、事業の実施が不可能となる場合	事業の中止、事業の再構築	既存施設の延命費、事業再構築に係る経費、事業者の実行済み業務費	○				契約の解除 建設工事請負事業者の業務変更に係る経費を負担	建設工事請負契約	組合、 建設工事請負事業者	■ 出来形による支払い ■ 損害賠償なし	
	24		大規模災害による損害が発生し、修復のため遅延が発生する場合	工期延長、運営開始の遅延	災害復旧費、既存施設の延命費、業務変更に係る経費	○	△			災害復旧費を負担 建設工事請負事業者の業務変更に係る経費を負担	建設工事請負契約	組合、 建設工事請負事業者	■ 組合は請負代金額の100分の1を超える額を負担	
	25	運営段階のリスク	大規模災害による損害が大きく、事業の実施が不可能となる場合	事業の中止、事業の再構築	外部へのごみ処理委託費、事業再構築に係る経費、事業者の実行済み業務費	○				契約の解除 運営事業者の業務変更に係る経費を負担	運営業務委託契約	組合、 運営事業者	■ 不可抗力等による契約解除 ■ 実施業務分の支払い ■ 損害賠償なし	
	26		大規模災害による損害が発生し、修復のため遅延が発生する場合	運営休止、事業内容の変更	災害復旧費、外部へのごみ処理委託費、業務変更に係る経費	○		△		災害復旧費を負担 運営事業者の業務変更に係る経費を負担	年間委託費の1%を運営事業者が負担する旨を規定	運営業務委託契約	組合、 運営事業者	■ 組合は年度委託費の100分の1を超える額を負担
住民対応	27	建設段階のリスク	事業者の責によらない場合	事業の実施そのものに対する住民反対等が発生した場合	工期延長、運営開始の遅延 事業内容の変更	○				建設工事請負事業者の業務変更に係る経費を負担	建設工事請負契約	組合、 建設工事請負事業者	■ 組合の責任及び費用での対応・解決	
	28		事業者の責による場合	工事計画の不備等により住民よりクレームがあった場合	工期延長、運営開始の遅延 事業内容の変更		○			建設工事請負事業者の業務変更に係る経費を負担	建設工事請負契約	組合、 建設工事請負事業者	■ 事業者の責任及び費用での対応・解決	
	29	運営段階のリスク	事業者の責によらない場合	事業の実施そのものに対する住民反対等が発生した場合	運営休止、事業内容の変更	○				運営事業者の業務変更に係る経費を負担		組合、 運営事業者	■ 組合の責任及び費用での対応・解決	
	30		事業者の責による場合	運営計画の不備等により住民よりクレームがあった場合	運営休止、事業内容の変更			○		運営事業者の業務変更に係る経費を負担	追加費用の負担を規定	運営業務委託契約	組合、 運営事業者	■ 事業者の責任及び費用での対応・解決
第三者賠償	31	建設段階のリスク	事業者の責によらない場合		第三者賠償	○				第三者賠償を負担		建設工事請負契約	組合、 建設工事請負事業者	■ 組合の責めによる第三者損害賠償の支払い
	32		事業者の責による場合	建設に伴って発生した事故や他施設等に及ぼす劣化及び破損等の賠償	第三者賠償		○			損害の負担	損害賠償を規定	建設工事請負契約	組合、 建設工事請負事業者	■ 事業者の責めによる第三者損害賠償の支払い
	33	運営段階のリスク	施設の運営に伴って発生した事故や他施設等に及ぼす劣化及び破損等の賠償		第三者賠償			○		損害の負担	損害賠償を規定 第三者賠償責任保険への加入を義務付け	運営業務委託契約	組合、 運営事業者	■ 事業者の責めによる第三者損害賠償の支払い ■ 保険の付保
許認可取得	34	建設段階のリスク	組合の責による場合	組合が取得すべき許認可手続き等の不備により、遅延が発生した場合	工期延長、運営開始の遅延	○				建設工事請負事業者の業務変更に係る経費を負担		建設工事請負契約	組合、 建設工事請負事業者	■ (工期の延長変更) ■ 組合の責めによる追加費用負担 ■ 組合の責めによる損害賠償の支払い
	35		事業者の責による場合	建設工事請負事業者が取得すべき許認可手続き等の遅延、組合の行う申請・届出等で、建設工事請負事業者が作成する資料等の不備等により遅延が発生した場合	工期延長、運営開始の遅延		○			組合に生じた損害の負担	生じた損害を負担する旨を規定	建設工事請負契約	組合、 建設工事請負事業者	■ (工期の延長変更) ■ 事業者の責めによる損害賠償の支払い
	36	運営段階のリスク	組合の責による場合	組合が取得すべき許認可手続き等の不備により、遅延が発生した場合	運営開始の遅延	○				事業者の実行済み費用(損害)の負担		運営業務委託契約	組合、 運営事業者	■ 組合の責めによる損害賠償の支払い
	37		事業者の責による場合	運営事業者が取得すべき許認可手続き等の遅延、組合の行う申請・届出等で、運営事業者が作成する資料等の不備等により遅延が発生した場合	運営開始の遅延			○		組合に生じた損害の負担	生じた損害を負担する旨を規定	運営業務委託契約	組合、 運営事業者	■ 事業者の責めによる損害賠償の支払い
債務不履行	38	建設段階のリスク	事業者の責による場合	事業放棄、契約解除の申出の場合	事業の中止、事業の再構築		○			組合に生じた損害の負担	違約金・損害賠償の支払いを規定	建設工事請負契約	組合、 建設工事請負事業者	■ 事業者の債務不履行による契約解除 ■ 契約違反による違約金の支払い ■ 損害賠償の支払い
	39			要求水準未達成のため契約が解除される場合	事業の中止、事業の再構築		○			組合に生じた損害の負担	違約金・損害賠償の支払いを規定	建設工事請負契約	組合、 建設工事請負事業者	■ 事業者の契約違反による契約解除 ■ 契約違反による違約金の支払い ■ 損害賠償の支払い
	40			要求水準の未達により工事遅延となる場合	工期延長、運営開始の遅延		○			組合に生じた損害の負担	損害賠償の支払いを規定	建設工事請負契約	組合、 建設工事請負事業者	■ 事業者の責めによる損害賠償(工期の延長変更)
	41		組合の責による場合	組合の本契約違反による業務履行が不可能の場合	事業の中止、事業の再構築	○				事業者の実行済み費用(損害)の負担		建設工事請負契約	組合、 建設工事請負事業者	■ 組合の契約違反による契約解除 ■ 出来形による支払い ■ 損害賠償の支払い
	42			対価の不払いの場合	事業開始の遅延等	○				事業者の実行済み費用(損害)の負担		建設工事請負契約	組合、 建設工事請負事業者	■ 遅延利息の支払
	43			組合の債務不履行により工事遅延となる場合	事業開始の遅延等	既存施設の延命費、事業再構築に係る経費、事業者の業務費(増加分)	○				事業者の実行済み費用(損害)の負担		建設工事請負契約	組合、 建設工事請負事業者

事業リスクに係るリスク抽出シート

(○)は潜在的リスク
△は従たるリスクを示す

項目	No.	リスクの内容				組合	事業者		組合が負担するリスクへの対応等	事業者が負担するリスクへの対応等	事業者が負担するものを担保する方法(組合での対応策)	対象となる契約等	契約などの当事者	契約等を含む内容	
		事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項	想定される事業推進への影響	発生する経費	建設請負		運営								
債務不履行	44	運営段階のリスク	事業者の責による場合	事業放棄、重大な契約違反の場合	事業の中止、事業の再構築			○		組合に生じた損害の負担	違約金・損害賠償の支払いを規定	運営業務委託契約	組合、運営事業者	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業者の債務不履行による契約解除 ■ 契約違反による違約金の支払い ■ 損害賠償の支払い 	
	45			要求水準の未達、債務不履行が猶予期間を経過しても改善が見込めない場合	事業の中止、事業の再構築			○		組合に生じた損害の負担	違約金・損害賠償の支払いを規定	運営業務委託契約	組合、運営事業者	<ul style="list-style-type: none"> ■ (猶予期間を与える) ■ 事業者の契約違反による契約解除 ■ 契約違反による違約金の支払い ■ 損害賠償の支払い 	
	46			要求水準の未達、債務不履行の場合	運営休止、事業内容の変更			○		ペナルティの設定	ペナルティルールを規定	運営業務委託契約	組合、運営事業者	<ul style="list-style-type: none"> ■ (猶予期間を与える) ■ ペナルティによる減額 	
	47		組合の責による場合	組合の本契約違反による業務履行が不可能の場合	事業の停止、事業の再構築					事業者の実行済み費用(損害)の負担		運営業務委託契約	組合、運営事業者	<ul style="list-style-type: none"> ■ 組合の契約違反による契約解除 ■ 実施業務分の支払い ■ 損害賠償の支払い 	
	48			組合が債務の履行を行わない事態を90日間継続した場合			○								
	49			対価の不払いの場合		事業再構築に係る経費、事業者の実行済み業務費			○		運営事業者に対する損害負担		運営業務委託契約	組合、運営事業者	<ul style="list-style-type: none"> ■ 遅延利息の支払
	50		談合その他の不正行為、暴力団の関与による違約金、損害賠償が発生した場合		事業の停止、事業の再構築				○	○	組合に生じた損害の負担	違約金・損害賠償の支払いを規定	基本契約	組合、建設工事請負事業者、運営事業者、代表企業・協力企業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業者の法令違反による違約金の支払い ■ 損害賠償の支払い ■ 事業者の連帯責任を規定
2. 設計・施工段階															
各種調査の不備	51	組合の責による場合	組合が実施した地形・地質等現地調査に不備がある場合	工期延長、運営開始の遅延	既存施設の延命費、業務変更に係る経費	○			建設工事請負事業者の業務変更に係る経費を負担			建設工事請負契約	組合、建設工事請負事業者	<ul style="list-style-type: none"> ■ 組合の条件変更による追加費用負担 ■ 組合の条件変更による損害賠償の支払い 	
	52	事業者の責による場合	建設工事請負事業者が追加で実施した調査に不備がある場合	工期延長、運営開始の遅延	既存施設の延命費、業務変更に係る経費		○			組合に生じた損害の負担	追加費用の負担を規定	建設工事請負契約	組合、建設工事請負事業者	<ul style="list-style-type: none"> ■ 工事目的物の引渡し前の一般的損害の負担(工期の延長変更) ■ 事業者の責めによる損害賠償の支払い 	
基本・実施設計の変更	53	組合の責による場合	組合が提示した要求水準書や設計に係る仕様変更を指示した場合	工期延長、運営開始の遅延	既存施設の延命費、業務変更に係る経費	○			建設工事請負事業者の業務変更に係る経費を負担			建設工事請負契約	組合、建設工事請負事業者	<ul style="list-style-type: none"> ■ (組合の指示に従う) ■ 組合の条件変更による追加費用負担 ■ 組合の条件変更による損害賠償の支払い 	
	54		組合の指示による設計図書不適合の場合	工期延長、運営開始の遅延	既存施設の延命費、業務変更に係る経費	○			建設工事請負事業者の業務変更に係る経費を負担			建設工事請負契約	組合、建設工事請負事業者	<ul style="list-style-type: none"> ■ (組合の指示に従う) ■ 組合の責めによる追加費用負担 ■ 組合の責めによる損害賠償の支払い 	
	55	事業者の責による場合	設計図書不適合の場合	協議、設計及び施工内容の変更による事業の遅延	既存施設の延命費、業務変更に係る経費		○			組合に生じた損害の負担	追加費用の負担を規定	建設工事請負契約	組合、建設工事請負事業者	<ul style="list-style-type: none"> ■ (組合の指示に従う) ■ (工期の延長変更) ■ 事業者の責めによる損害賠償の支払い 	
	56		建設工事請負事業者の基本・実施設計不備等により事業の実施が不可能になった場合	事業の中止、事業の再構築	既存施設の延命費、事業再構築に係る経費、事業者の実行済み業務費		○			組合に生じた損害の負担	違約金・損害賠償の支払いを規定	建設工事請負契約	組合、建設工事請負事業者	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業者の契約違反による契約解除 ■ 契約違反による違約金の支払い ■ 損害賠償の支払い 	
工事の遅延	57	組合の責による場合	施設設計確認の遅れなど組合の事由により建設着工が遅延した場合	工期延長、運営開始の遅延	既存施設の延命費、事業再構築に係る経費、事業者の業務費(増加分)	○			事業者の実行済み費用(損害)の負担			建設工事請負契約	組合、建設工事請負事業者	<ul style="list-style-type: none"> ■ (工期の延長変更) ■ 組合の責めによる追加費用負担 ■ 組合の責めによる損害賠償の支払い 	
	58		組合の提示条件の不備や組合の指示により工程が変更した場合				○								
	59	事業者の責による場合	施設設計の遅れなど建設工事請負事業者の事由により建設着工が遅延した場合	工期延長、運営開始の遅延	既存施設の延命費、事業再構築に係る経費、事業者の業務費(増加分)		○			組合に生じた損害の負担	生じた損害を負担する旨を規定	建設工事請負契約	組合、建設工事請負事業者	<ul style="list-style-type: none"> ■ (工期の延長変更) ■ 事業者の責めによる損害賠償の支払い 	
	60		工事の遅延、未完工による供用開始の遅延が発生した場合				○								
工事費増大	61	組合の責による場合	組合の条件変更等により工事費の増加が発生した場合		建設工事請負事業者の業務変更に係る経費	○			建設工事請負事業者の業務変更に係る経費を負担			建設工事請負契約	組合、建設工事請負事業者	<ul style="list-style-type: none"> ■ 組合の条件変更による追加費用負担 ■ 組合の条件変更による損害賠償の支払い 	
	62		調査、工事に係る事故が発生した場合		復旧費	○			復旧費を負担			建設工事請負契約	組合、建設工事請負事業者	<ul style="list-style-type: none"> ■ (事業者は臨機の措置をとる) ■ 組合の責めによる費用負担 	
	63	事業者の責による場合	組合の責によらず工事費の増加が発生した場合		建設工事請負事業者の業務変更に係る経費		○			増大事業費の負担	建設工事請負事業者の責任の旨を規定	建設工事請負契約	組合、建設工事請負事業者	<ul style="list-style-type: none"> ■ 工事目的物の引渡し前の一般的損害の負担 	
	64		調査、工事に係る事故が発生した場合		復旧費		○			復旧費を負担	建設工事請負事業者の責任の旨を規定	建設工事請負契約	組合、建設工事請負事業者	<ul style="list-style-type: none"> ■ (事業者は臨機の措置をとる) ■ 事業者の責めによる費用負担 	
試運転、引渡性能試験	65	組合の責による場合	試運転、引渡性能試験に要するごみの供給量不足等が発生した場合	工期延長、運営開始の遅延	既存施設の延命費、事業者の業務費(増加分)	○			建設工事請負事業者の業務変更に係る経費を負担			建設工事請負契約	組合、建設工事請負事業者	<ul style="list-style-type: none"> ■ (工期の延長変更) ■ 組合の責めによる追加費用負担 ■ 組合の責めによる損害賠償の支払い 	
	66	事業者の責による場合	試運転、引渡性能試験の結果、契約で規定した要求水準等に未達の場合	工期延長、運営開始の遅延	既存施設の延命費、事業者の業務費(増加分)		○			組合に生じた損害の負担	生じた損害を負担する旨を規定	建設工事請負契約	組合、建設工事請負事業者	<ul style="list-style-type: none"> ■ (直ちに補修) ■ (工期の延長変更) ■ 事業者の責めによる損害賠償の支払い 	
	67		重大なかしが発見された場合	工期延長、運営開始の遅延	既存施設の延命費、事業者の業務費(増加分)、復旧費		○			組合に生じた損害の負担	生じた損害を負担する旨を規定	建設工事請負契約	組合、建設工事請負事業者	<ul style="list-style-type: none"> ■ (直ちに補修) ■ (工期の延長変更) ■ 事業者の責めによる損害賠償の支払い 	

事業リスクに係るリスク抽出シート

(○)は潜在的リスク
△は従たるリスクを示す

項目	No.	リスクの内容			組合	事業者		組合が負担するリスクへの対応等	事業者が負担するリスクへの対応等	事業者が負担するものを担保する方法(組合での対応策)	対象となる契約等	契約などの当事者	契約等を含む内容		
		事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項	想定される事業推進への影響	発生する経費		建設	運営								
3. 運営段階															
ごみ量、ごみ質の変動	68	実処理量と計画ごみ量との変動が生じた場合のコスト変動		用役費の増加	○			増減分を負担			運営業務委託契約	組合、運営事業者	■ 変動費の処理単価をもって変動費を算定		
	69	搬入する一般廃棄物等のごみ質が契約に規定する範囲内で変動した場合		用役費の増加			○		増減分を負担	運営事業者の責任の旨を規定	運営業務委託契約	組合、運営事業者	■ (計画ごみ質の範囲内に限り、事業者は委託費の変更を請求できない)		
	70	搬入するごみ質が契約に規定する以上に著しく変動した場合のコスト変動		用役費の増加 修繕費	○			増減分を負担		協議を規定	運営業務委託契約	組合、運営事業者	■ 別段の定めがある場合を除き組合が負担 ■ 組合が合理的と判断した上で負担 ■ (協議の上、追加的費用を負担)		
	71	災害廃棄物等によりごみ質・ごみ量が変動した場合のコスト		用役費の増加	○			増減分を負担(一定以上)	一定の範囲の増減分を負担	協議を規定	運営業務委託契約	組合、運営事業者	■ 組合が合理的と判断した上で負担 ■ (協議の上、追加的費用を負担)		
搬入禁止物混入	72	事業者の注意義務違反の場合	運営休止(故障)	外部へのごみ処理委託費、復旧費			○		ごみ処理費、復旧費を負担	運営事業者の責任の旨を規定	運営業務委託契約	組合、運営事業者	■ 事業者の責めによる費用負担		
	73	事業者の注意義務違反の場合を除く	運営休止(故障)	外部へのごみ処理委託費、復旧費	○			ごみ処理費、復旧費を負担			運営業務委託契約	組合、運営事業者	■ 組合の責めによる追加費用負担		
性能未達	74	事業者の責による場合	施設が契約に規定する仕様及び性能の達成に不適合のリスク	要監視基準値の未達成	事業内容の変更				調査費、改善費	運営事業者の責任の旨を規定	運営業務委託契約	組合、運営事業者	■ (事業者は原因究明、補修改善等を行う)		
	75			停止基準値の未達成	運営休止、事業内容の変更	外部へのごみ処理委託費、業務変更に係る経費			○		ペナルティの設定	ペナルティルールを規定	運営業務委託契約	組合、運営事業者	■ (事業者は原因究明、補修改善等を行う) ■ ペナルティによる減額
	76			要求水準の未達成	運営休止、事業内容の変更	外部へのごみ処理委託費、業務変更に係る経費			○		ペナルティの設定	ペナルティルールを規定	運営業務委託契約	組合、運営事業者	■ (事業者は原因究明、補修改善等を行う) ■ (猶予期間を与える) ■ ペナルティによる減額
	77	組合の責による場合		性能の未達成が不可抗力、計画ごみ量・計画ごみ質からの逸脱により発生した場合	運営休止、事業内容の変更	外部へのごみ処理委託費、業務変更に係る経費			○	調査費、改善費を負担			運営業務委託契約	組合、運営事業者	■ 別段の定めがある場合を除き組合が負担
	78			性能の未達成が組合の条件変更等により発生した場合	運営休止、事業内容の変更	外部へのごみ処理委託費、業務変更に係る経費			○	改善費を負担			運営業務委託契約	組合、運営事業者	■ 必要に応じた委託費の変更 ■ 組合の責めによる損害賠償の支払い
	79	事業者(建設工事請負事業者)の責による場合	性能の未達成が施設設計・施工のかしにより発生した場合	運営休止、事業内容の変更	外部へのごみ処理委託費、業務変更に係る経費			○	改善費を負担	調査費、改善費を負担	建設工事請負事業者の責任の旨を規定	運営業務委託契約	組合、運営事業者	■ (事業者は原因究明、補修改善等を行う) ■ (建設工事請負事業者の責めに帰すべき設計又は施工のかしに起因する場合は責めを負わない)	
											建設工事請負契約	組合、建設工事請負事業者	■ かしの修補を請求 ■ 事業者の責めによる損害賠償の支払い		
施設破損	80	事故、火災等による本施設の修復等にかかるコスト増大	運営休止(故障)、修繕		外部へのごみ処理委託費、復旧費			○		ごみ処理費、復旧費を負担	運営事業者の責任の旨を規定	運営業務委託契約	組合、運営事業者	■ (事業者は臨機の措置をとる) ■ 事業者が通常予測し、対処できる事由は事業者が負担	
	81	事業者の使用者(第三者等を含む)による本施設の破損に伴うコスト増大	運営休止(故障)、修繕		外部へのごみ処理委託費、復旧費			○		ごみ処理費、復旧費を負担	運営事業者の責任の旨を規定	運営業務委託契約	組合、運営事業者	■ (第三者の使用は事業者の責任及び費用において行い、当該第三者の責めに帰すべき事由は、事業者の責めに帰す)	
	82	外部者(第三者)による本施設の破損に伴うコスト増大	運営休止(故障)、修繕		外部へのごみ処理委託費、復旧費			○	ごみ処理費、復旧費を負担			運営業務委託契約	組合、運営事業者	■ (事業者は臨機の措置をとる) ■ 事業者が通常予測し、対処できる事由以外は組合が負担	
維持管理運営コスト増大	83	組合の条件変更等により運営費の増加が発生した場合			運営事業者の業務変更に係る経費			○	運営事業者の業務変更に係る経費を負担			運営業務委託契約	組合、運営事業者	■ 必要に応じた委託費の変更 ■ 組合の責めによる損害賠償の支払い	
	84	組合の責によらず運営費の増加が発生した場合			運営事業者の業務変更に係る経費			○	増減分を負担	運営事業者の責任の旨を規定	運営業務委託契約	組合、運営事業者	■ (事業者は業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定める) ■ 別段の定めがある場合を除き、事業者は何らの支払いも請求できない		
技術革新	85	技術の陳腐化による施設・設備等の更新コスト、新技術採用のためのコスト増大						○	(組合と運営事業者の協議による)			運営業務委託契約	組合、運営事業者	■ (組合又は事業者は計画を提案できる) ■ 組合と事業者は費用負担について協議	
発電収入の変動	86	法令変更や物価変動による売電単価の金額減少			売電収入の減少			○	減額分を負担			運営業務委託契約	組合、運営事業者	■ 費用の増減は組合の収入/負担。	
	87	搬入する一般廃棄物等のごみ質・ごみ量の変動による発電収入の変動			売電収入の減少			○	減額分を負担			運営業務委託契約	組合、運営事業者	■ 費用の増減は組合の収入/負担。	
	88	事業者の事由(運転)による発電収入の変動リスク			売電収入の減少			○	増減分を負担	運営事業者の責任の旨を規定	運営業務委託契約	組合、運営事業者	■ (事業者は原因究明、補修改善等を行う) ■ (猶予期間を与える) ■ ペナルティによる減額		
4. 事業終了時															
施設の性能確保	89	事業終了時における施設の性能確保	事業終了の遅延、事業内容の変更	遅延期間に係る維持管理運営費または外部へのごみ処理委託費、復旧費				○	復旧費を負担	運営事業者の責任の旨を規定	運営業務委託契約	組合、運営事業者	■ 事業者の責めによる費用負担 ■ (事業者は事業期間終了後1年の間に事業者の責めに帰すべき事由に起因する性能未達成が発生した場合には改修等必要な対応を行う)		
事業終了時の諸手続に係るコスト増大	90	引継ぎ資料の不備、後任事業者への教育の不備、諸手続の遅れ等による遅延リスク	事業終了の遅延、事業内容の変更	遅延期間に係る維持管理運営費または外部へのごみ処理委託費				○	組合に生じた損害の負担	生じた損害を負担する旨を規定	運営業務委託契約	組合、運営事業者	■ 事業者の責めによる費用負担		
	91	事業終了時の諸手続遅れ、後任事業者の選定の遅れ等の組合の事由によるコスト増大		運営事業者の業務変更に係る経費				○	運営事業者の業務変更に係る経費を負担			運営業務委託契約	組合、運営事業者	■ 組合の責めによる追加費用負担	